

◆事業比較表◆

事業名	日中一時支援事業		放課後デイサービス事業
	ホリデースクール事業	一般的な事業	
目的	長期休暇期間中家庭で閉じこもりがちとなる障がい児童を通所させることにより、学校で培った正しい生活習慣を維持させながら創作活動や機能訓練等を通して自立を図り、また家族の負担軽減を行う。 ・レスパイト事業	障がい児者を介護する者の就労支援等を目的に、障がい児者に日中活動の場を提供し、一時的に見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。 ・レスパイト事業 ・余暇支援	就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や長期休暇時において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。 ・療育支援事業
根拠法令等	障害者総合支援法 地域生活支援事業	障害者総合支援法 地域生活支援事業	児童福祉法 自立支援給付
対象者	(1) 市内に住所を有する障がい児（児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 4 条第 2 項に規定する「障害児」をいう。） (2) 小学校並びに中学校特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童 (3) その他、市長が特に必要と認める児童	(1) 障がい者手帳取得者 (2) 集団による支援が可能と判断された者 (3) 特殊な疾病等による障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者 (4) 医師又は専門機関等による診断書、意見証等から支援が必要と認められる発達障害者・児 (5) 支援を必要と認める障がい児 (6) 市長が特に必要と認める者	(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園・大学を除く） (2) 小学校並びに中学校特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童 (3) 高校に在籍する生徒
補助財源	地域生活支援事業補助金	地域生活支援事業補助金	障害児施設給付費等負担金
予算措置	委託料 国 1/2 以内 県 1/4 市 1/4 令和 4 年度：無し	扶助費および委託料 国 1/2 以内 県 1/4 市 1/4	扶助費 国 1/2 県 1/4 市 1/4
利用者負担	500 円/回	所得に応じて決定し、上限なし 非課税等：0 円	所得に応じて決定し、上限あり 非課税等：0 円

		基準単価×負担率 0～30%	一般1：4,600円 一般2：37,200円
報酬単価		社会福法人併設 2時間未満：2,500円 1時間ごとに500円増 その他事業所 2時間未満：3,500円 1時間ごとに700円増	3時間未満：2,950円～ 3時間以上：6,040円～ ※医療的ケア児及び重症心身障害児の報酬区分別途あり
加算		早朝加算 500円/回 送迎加算 500円/回 重症心身障がい者等事業所体制加算 1,000円/回 〃 医療加算 1,000円/回 長期休暇加算 1,000円/回	専門員加配加算等 看護職員加配加算 家庭連携加算 医療連携体制加算 欠席時対応加算 個別サポート加算 送迎加算
人員配置	運営委員会制 社会福祉協議会を事務職として関係機関、ボランティア、保護者で構成	・原則2名以上 (管理責任者を兼ねることができる) ・管理責任者	・10人対して2人以上 (児童指導員・保育士・障害サービス経験者) ・児童発達支援管理責任者1人以上 ・管理者
受け入れ数	15～20名程度	1事業所につき 5～10名程度	1事業所につき
対象者数	311人	3,329人 (内障がい児303人) 重症心身障がい者を除く (者32人・児8人)	311人
利用者数		100人(内障害児59人)	87人

※日中一時および放課後等デーサービス併用 49人

※一般的な日中一時支援事業は、障がい者および障がい児を対象としており、原則集団の中での支援が可能な者とし、保護者のレスパイトや余暇活動の支援を行っている。

放課後等デーサービス事業については、学校に通う障がい児を対象とし、生活能力の向上や社会との交流の促進の支援を行っている。

長期休暇時の障がい児の居場所づくりとして、障がい福祉サービス(放課後等デーサービス)を基本とし、足りない日数を地域生活支援事業(日中一時支援事業)で補う形でサービスの支給決定を行い、保護者の負担軽減を図ることとした。